

公益社団法人 北海道鍼灸柔整マッサージ師会

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人北海道鍼灸柔整マッサージ師会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、北海道内の鍼灸マッサージ師会及びこれらに準ずる団体と連携協力のもと、あん摩マッサージ指圧・鍼・灸・柔道整復術（以下、「鍼灸柔整マッサージ」という）に関する学術及び技術の向上を推進し、良質かつ適正な鍼灸柔整マッサージの施術の普及に努めるとともに、道民その他関係方面に対し、鍼灸柔整マッサージについての正しい知識の普及及び啓発事業を行い、もって公衆衛生の向上並びに、健康増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 鍼灸柔整マッサージに関する学術及び技術向上、振興発展と良質かつ適正な提供についての調査研究および研修等に関する事業
- (2) 鍼灸柔整マッサージの普及啓発に関する事業
- (3) 視覚障がいを持つ鍼灸柔整マッサージに関する情報伝達、就労等の支援に関する事業及び奉仕活動や講演会の実施事業
- (4) 療養費の適正な運用を図るための研修・講習・請求事務・取扱い説明・相談会及び指導等の事業
- (5) その他、この法人の目的を達成する為に必要な事業

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人であって、次条の規定により、この法人の会員として入会した者をもって構成する。

(1) 正 会 員

北海道全域に在住するあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師であって第3条の目的に賛同し、この法人の事業に積極的に参加・協力する為に入会した者とする。

(2) 準 会 員

北海道全域に在住するあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師であって第3条の目的に賛同し、正会員に準じてこの法人の事業に参加・協力する為に入会した者とする。

(3) 賛助会員

この法人の事業を賛助する為に入会した個人又は団体とする。

(4) 名誉会員

鍼灸マッサージの発展、又はこの法人の事業に顕著な功績があった者で名誉会員として理事会の承認を受けたもの。

2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）の社員とする。

(入 会)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、総会において別に定める入会金を添えて入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員にあっては、入会した時及び毎年、総会において別に定める入会金及び会費を、それ以外の会員にあっては、毎年、総会において別に定める会費を支払う義務を負う。ただし、理事会が傷病、その他やむを得ない事情がある時と認めた会員については、入会金又は会費を減免することができる。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。また、退会に際しては本法人の会員としての身分を表す物件を返還しなければならない。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において正会員の半数以上であって、正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議により、除名することができる。この場合において、当該会員に対し、総会の日から1週間前までに除名する旨

を通知し、かつ、総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡したとき。
- (4) この法人が解散したとき。

(会費等の不返還)

第11条 資格を喪失した会員が既に納入した会費その他の金品は返還しない。

第4章 総 会

(構 成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。この総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第14条 総会は、定時総会として毎年度5月に1回開催するほか、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員から総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求があったとき。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 前項の規定による請求があったときは、会長はその請求があった日から6週間以内の日を総会の日とする総会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的、審議事項及び総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使できる旨を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の2週間前までに正会員に通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において出席正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理又は書面若しくは電磁的方法による議決権の行使)

第19条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について代理人によ

- る代理出席、又は書面若しくは電磁的方法をもって決議することができる。
- 2 代理人により議決権を行使する場合は、正会員は、総会に出席する代理人に代理権を授与することを証明する書面をこの法人に提出しなければならない。
 - 3 書面により議決権を行使する場合は、正会員は、総会の日時の直前の業務時間の終了時まで、必要な事項を記載した議決権行使書面をこの法人に提出しなければならない。
 - 4 電磁的方法により議決権を行使する場合は、正会員は、法令で定めるところにより、この法人の承諾を得て、総会の日時の直前の業務時間の終了時まで、議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法によりこの法人に提出しなければならない。
 - 5 前3項の規定により行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(書面による議決権行使)

第20条 削除

(議事録)

- 第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事7名以上10名以内
 - (2) 監事2名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、3名を副会長、3名から5名までを常任理事とする。
 - 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
 - 4 理事のうちには、理事のいずれか1名及びその配偶者又は3親等以内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数(現在数)の3分の1を超えてはならない。
 - 5 他の同一の団体(公益法人を除く)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。
 - 6 監事のうち少なくとも1名は、会員以外の者とする。

(第22条については、平成28年4月1日より施行する)

(役員選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長及び常任理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

第6章 理 事 会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常任理事の選定及び解職

(招 集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決 議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印した上で保存する。

第7章 資産及び会計

(基本財産)

第34条 削除

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 この法人は、第1項の定時社員総会の終結後遅滞なく、法務省令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第38条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第39条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第41条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第42条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、電子公告の方法により行う。

2 事故、その他、やむを得ない事由によって前項の電子公告ができないときは、北海道新聞に掲示する方法により行う。

第10章 その他

(個人情報の保護)

第45条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要事項は、理事会の議決により別に定める。

(委任)

第46条 この定款の施行について必要な事項は、理事会（総会に関するものについては総会）の決議を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 平成24年04月01日認可。平成24年10月23日変更認可。
平成26年02月17日変更認可。平成26年07月03日変更認可。
平成27年08月25日変更認可。平成28年03月31日変更認可。
平成29年09月05日変更認可。令和03年05月16日変更。